

平成 2 8 年 6 月 6 日 招 集

第 2 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

平成 2 8 年第 2 回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書の報告について （平成 2 7 年度天草市一般会計）	平成 2 8 年 6 月 6 日		
報告第 3 号	一般財団法人天草下島北部地域観光 振興公社の経営状況の報告について	〃		
報告第 4 号	株式会社くらたけの経営状況の報告に ついて	〃		
報告第 5 号	株式会社うしぶかの経営状況の報告に ついて	〃		
報告第 6 号	株式会社プラスファイブの経営状況の 報告について	〃		
報告第 7 号	有限会社愛夢里の経営状況の報告に ついて	〃		
議第 8 8 号	専決処分事項の承認について（天草市 税条例の一部を改正する条例）	〃		
議第 8 9 号	専決処分事項の承認について（天草市 都市計画税条例の一部を改正する条例）	〃		
議第 9 0 号	専決処分事項の承認について（天草市 国民健康保険税条例の一部を改正する 条例）	〃		
議第 9 1 号	専決処分事項の承認について（天草市 固定資産評価審査委員会条例の一部を 改正する条例）	〃		
議第 9 2 号	専決処分事項の承認について（平成 2 8 年度天草市一般会計補正予算第 1 号）	〃		
議第 9 3 号	天草市医師修学資金貸与条例の一部を 改正する条例の制定について	〃		
議第 9 4 号	天草市看護師等修学資金貸与条例の 一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 9 5 号	天草市立保育所条例の一部を改正する 条例の制定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第 9 6 号	天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成 2 8 年 6 月 6 日		
議第 9 7 号	天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 9 8 号	天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 9 9 号	天草市崎津資料館みなと屋条例の制定について	〃		
議第 1 0 0 号	天草市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 1 0 1 号	天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 1 0 2 号	天草市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 1 0 3 号	あらたに生じた土地の確認について	〃		
議第 1 0 4 号	字の区域の変更について	〃		
議第 1 0 5 号	字の区域の変更について	〃		
議第 1 0 6 号	字の区域の変更について	〃		
議第 1 0 7 号	財産の処分について	〃		
議第 1 0 8 号	市道路線の認定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第 1 0 9 号	和解及び損害賠償額の決定について	平成 2 8 年 6 月 6 日		
議第 1 1 0 号	和解及び損害賠償額の決定について	〃		
議第 1 1 1 号	平成 2 8 年度天草市一般会計補正予算 (第 2 号)	〃		

報告第 2 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

平成 27 年度天草市一般会計補正予算（第 6 号、第 7 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

平成27年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	電算システム整備事業	79,511,000	79,511,000		11,900,000			67,611,000
4 衛生費	2 環境費	海岸漂着物地域対策推進事業	5,900,000	5,900,000		5,310,000			590,000
		クリーンセンター施設整備事業	142,895,000	142,895,000					142,895,000
		汚泥再生処理センター整備事業	684,000,000	684,000,000	194,896,000		437,400,000		51,704,000
5 農林水産業費	1 農業費	畜産クラスター関連事業	7,212,000	2,885,000		2,404,000			481,000
		農業基盤整備促進事業	16,000,000	16,000,000		5,000,000			11,000,000
		農業用施設維持管理事業	5,700,000	5,700,000		2,850,000			2,850,000
	2 林業費	林道今田線普通林道開設事業	18,660,000	18,660,000		12,065,000	6,500,000		95,000
	3 水産業費	水産資源回復・基盤整備事業	11,000,000	11,000,000					11,000,000
		漁村再生交付金事業	69,100,000	68,823,000		36,425,000	31,700,000		698,000
		水産基盤機能保全事業	63,880,000	60,104,000		30,051,000			30,053,000
		崎津漁港漁業集落環境整備事業	29,500,000	20,092,000		10,045,000			10,047,000

平成２７年度 天 草 市 一 般 会 計 繰 越 明 許 費 繰 越 計 算 書

(単位：円)

款	項	事 業 名	金 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	魅力ある観光地域づくり連携事業 (地方創生加速化交付金事業)	32,600,000	32,600,000		32,600,000			0
		自転車を活用した天草の観光促進事業 (地方創生加速化交付金事業)	1,000,000	1,000,000		1,000,000			0
		観光施設整備事業	11,900,000	11,900,000		5,896,000			6,004,000
		(仮称) イルカセンター整備事業	5,000,000	5,000,000					5,000,000
		世界遺産登録推進事業	126,450,000	126,450,000			20,600,000		105,850,000
		重要景観構成要素修景事業	25,000,000	25,000,000					25,000,000
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良(交付金)事業	98,381,000	94,975,000		57,369,000	28,200,000		9,406,000
		橋梁維持補修事業	25,000,000	19,908,000					19,908,000
	3 河川費	排水路等整備事業	56,000,000	56,000,000					56,000,000
	4 港湾費	港湾改修事業(交付金)	2,500,000	2,500,000		620,000			1,880,000
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	24,000,000	20,745,479		12,974,650	7,300,000		470,829

平成27年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
8 消防費	1 消防費	消防格納庫整備事業	13,000,000	13,000,000					13,000,000	
		防災行政無線整備事業	563,056,000	563,056,000		130,876,000	412,100,000		20,080,000	
		避難路整備事業	3,769,000	3,769,000		1,884,000			1,885,000	
9 教育費	2 小学校費	小学校施設大規模改造事業	35,393,000	35,393,000		8,266,000			27,127,000	
		(仮称)有明小学校建設事業	65,000,000	48,063,000			23,900,000		24,163,000	
10 災害復旧費	1 農林水産施設	現年発生農地・農業用施設災害復旧事業	148,000,000	111,016,000		105,270,210		1,249,140	4,496,650	
		災害復旧費	現年発生県単独治山施設	6,386,000	6,386,000		4,256,000		620,000	1,510,000
		現年発生補助林業施設	16,000,000	16,000,000		13,020,000			2,980,000	
		現年発生補助水産施設	14,848,000	14,848,000		9,757,000	4,800,000		291,000	
	2 公共土木施設	現年発生補助公共土木施設	520,000,000	420,000,000		252,714,000	115,400,000		51,886,000	
		災害復旧費	現年発生単独公共土木施設	40,000,000	36,400,000					36,400,000
合 計			2,966,641,000	2,779,579,479	194,896,000	752,552,860	1,087,900,000	1,869,140	742,361,479	

報告第 3 号

一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第 4 号

株式会社くらたけの経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、株式会社くらたけの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第 5 号

株式会社うしぶかの経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、株式会社うしぶかの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第 6 号

株式会社プラスファイブの経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、株式会社プラスファイブの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第 7 号

有限会社愛夢里の経営状況の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、有限会社愛夢里の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

議第 88 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

専決第 2 号

専 決 処 分 書

天草市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 13 号）の公布に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

天草市条例第 27 号

天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 56 条中「又は第 12 号の固定資産」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第 59 条中「又は第 12 号」を「、第 12 号又は第 16 号」に改める。

附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）第 56 条の規定は、平成 28 年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。）附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議第 89 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

専決第 3 号

専 決 処 分 書

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 13 号）の公布に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

天草市条例第 28 号

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

天草市都市計画税条例（平成 18 年天草市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、第 23 項、第 24 項」を「、第 22 項から第 24 項まで」に、「又は第 30 項から第 33 項まで」を「から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」に改める。

附則第 4 項から第 9 項までの規定中「第 20 項」を「第 19 項」に改める。

附則第 13 項中「若しくは第 42 項」を「、第 42 項若しくは第 45 項」に、「第 30 項から第 33 項まで」を「第 34 項」に改める。

附則第 14 項を次のように改める。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

14 地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 18 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 18 条の 3 の規定は、適用しないこととする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の天草市都市計画税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 27 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第 90 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

専決第4号

専 決 処 分 書

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）の公布に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第 29 号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成 18 年天草市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「52 万円」を「54 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「17 万円」を「19 万円」に改める。

第 23 条各号列記以外の部分中「52 万円」を「54 万円」に、「17 万円」を「19 万円」に改め、同条第 2 号中「26 万円」を「26 万 5,000 円」に改め、同条第 3 号中「47 万円」を「48 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 9 1 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成 2 8 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

専決第5号

専 決 処 分 書

天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

天草市条例第 30 号

天草市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

天草市固定資産評価審査委員会条例（平成 18 年天草市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条中第 2 項ただし書を削り、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第 11 条第 1 項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議第 92 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

専決第 6 号

専 決 処 分 書

平成 28 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 4 月 18 日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

平成 28 年 4 月 14 日以降に発生した平成 28 年熊本地震に伴う被災地支援に係る事業実施のため、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成２８年度天草市一般会計補正予算（第１号）

平成２８年度天草市の一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37,087千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,530,765千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 繰入金		1,321,545	37,087	1,358,632
	2 基金繰入金	1,321,545	37,087	1,358,632
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		51,172,133		51,172,133
歳 入 合 計		52,493,678	37,087	52,530,765

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		7,608,293	37,087	7,645,380
	1 総務管理費	6,891,628	37,087	6,928,715
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		44,885,385		44,885,385
歳 出 合 計		52,493,678	37,087	52,530,765

議第 93 号

天草市医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

天草市医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

天草市医師修学資金貸与条例（平成 23 年天草市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「指定医療機関において」の次に「常勤医師として勤務した期間（市内の臨床研修病院（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた病院をいう。）で臨床研修（同項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を 1 年以上の期間受ける場合にあっては、当該臨床研修期間を含む。）が」を加え、「、常勤医師として勤務した」を「に達した」に改める。

第 10 条第 1 号中「（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいう。）」を削り、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 災害、疾病その他やむを得ない事由により臨床研修又は指定医療機関で常勤医師業務に従事できなかったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

医師修学資金被貸与者が市内において受ける医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修期間を常勤医師として勤務した期間に含めること及び被貸与者の災害、疾病その他やむを得ない事由による休職又は休業に伴い業務に従事できない場合の返還猶予を定めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 94 号

天草市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

天草市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

天草市看護師等修学資金貸与条例（平成 26 年天草市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（修学資金の貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）として決定した日の属する年に入学した者の入学金に限る。）」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する入学金に係る修学資金は、養成施設等を卒業し看護師等の資格取得のため、引き続き別の養成施設等に入学する（以下「資格取得のための進学」という。）場合にあっては、30 万円から既に入学金として貸与した額を差し引いた額の範囲内で貸与するものとする。

第 4 条中「被貸与者」を「修学資金の貸与を受ける者（以下「被貸与者」という。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、被貸与者が貸与期間中に資格取得のための進学の届出をしたときは、同項ただし書の月数を限度として、貸与期間を変更するものとする。

第 10 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 災害、疾病その他やむを得ない事由により指定医療機関等で看護師等として勤務できなかったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

看護師等修学資金被貸与者が看護師の資格取得後において、さらなる資格取得のために進学することに対する支援及び被貸与者の災害、疾病その他やむを得ない事由による休職又は休業に伴い業務に従事できない場合の返還猶予を定めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 95 号

天草市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立保育所条例の一部を改正する条例

天草市立保育所条例（平成 18 年天草市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中天草市立山口保育所の項、天草市立島子保育所の項、天草市立小宮地保育所の項、天草市立手野保育所の項及び天草市立一町田保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市立山口保育所、天草市立島子保育所、天草市立小宮地保育所、天草市立手野保育所及び天草市立一町田保育所を廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 96 号

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年天草市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）の施行に伴う放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 97 号

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
及び天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び
天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
及び天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 1 条 天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例(平成 24 年天草市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 111 条第 6 項の表中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指
定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正)

第 2 条 天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例(平成 24 年天草市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 39 条中「聞く」を「聴く」に改める。

第 44 条第 6 項の表中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定
地域密着型通所介護事業所」を加える。

第 85 条中「第 38 条、第 39 条」の次に「(第 5 項を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成２８年厚生労働省令第５３号）の施行を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 98 号

天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市税条例等の一部を改正する条例

(天草市税条例の一部改正)

第 1 条 天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 19 条中「）、第 53 条の 7、第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 5 号」に、「当該各号」を「第 1 号から第 4 号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」を加え、同条第 2 号中「第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）、」を削り、「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 2 項及び第 23 項の申告書を除く。）、」を削り、「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(5) 第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

(6) 第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 2 項及び第 23 項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

第 34 条の 4 中「100 分の 12. 1」を「100 分の 8. 4」に改める。

第 43 条第 1 項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に改め、同条第 2 項中「次項」の次に「及び第 4 項」を加え、同条

第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規

定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第５１条第２項第１号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第８０条第１項及び第２項を次のように改める。

軽自動車税は、３輪以上の軽自動車に対し、当該３輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- ２ 前項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者には、法第４４３条第２項に規定する者を含まないものとする。

第８０条第３項中「第４４３条第１項」を「第４４５条第１項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第１項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第８０条の２を削る。

第８１条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第８１条の９とし、第８０条の次に次の８条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第８１条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- ２ 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を３輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- ３ 法第４４４条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した３輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運

送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、同条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第

1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

（環境性能割の減免）

第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 82 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、」に改める。

第 83 条（見出しを含む。）及び第 85 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 87 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 88 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 89 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第1項から第3項までの規定中「割合は」を「割合は、」に改め、同条第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に、「割合は」を「割合は、」に改め、同条第6項中「割合は」を「割合は、」に改め、同項を同条第11項とし、同条第5項中「割合は」を「割合は、」に改め、同項を同条第10項とし、同条第4項の次に次の5項を加える。

- 5 法附則第15条第33項第1号イに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第2号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、熊本県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、熊本県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告等の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「熊本県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5 市長は、熊本県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として熊本県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3, 900円	4, 600円
第2号ア（ウ） a	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
第2号ア（ウ） b	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3, 900円	1, 000円
第2号ア（ウ） a	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
第2号ア（ウ） b	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

附則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3, 900円	2, 000円
第2号ア（ウ） a	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
第2号ア（ウ） b	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

附則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、

平成２９年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	３，０００円
第２号ア（ウ） a	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
第２号ア（ウ） b	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

（天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年天草市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第８２条及び新条例」を「天草市税条例第８２条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条例の表を次のように改める。

第８２条第２号ア（イ）	３，９００円	３，１００円
第８２条第２号ア（ウ） a	６，９００円	５，５００円
	１０，８００円	７，２００円
第８２条第２号ア（ウ） b	３，８００円	３，０００円
	５，０００円	４，０００円
附則第１６条第１項	第８２条	天草市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年天草市条例第１６号。以下この条において「平成２６年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条
附則第１６条第１項の表第２号ア（イ）の項	第２号ア（イ）	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条第２号ア（イ）
	３，９００円	３，１００円
附則第１６条第１項の表第	第２号ア（ウ） a	平成２６年改正条例附則第６条

2号ア(ウ) aの項		の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

(天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 天草市税条例等の一部を改正する条例（平成27年天草市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、天草市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6の申告書、第98条第1項」に改め、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第1

〇〇条の２の項の項中「第１〇〇条の２」を「第１〇〇条の２第１項」に改める。

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条中天草市税条例第１９条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第４３条、第４８条及び第５０条の改正規定並びに第３条中天草市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年天草市条例第３０号）附則第５条第７項の改正規定（「、新条例」を「、天草市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第１９条第３号の項中「第４８条第１項の申告書（法第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第１項及び第４項の規定 平成２９年１月１日

(2) 第１条中天草市税条例第１８条の３の改正規定、同条例第１９条の改正規定（「）、第５３条の７、第６７条」の次に「、第８１条の６第１項」を加える部分、同条第２号中「第９８条第１項」を「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改める部分及び同条第３号中「第９８条第１項」を「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改める部分に限る。）、同条例第３４条の４、第８０条、第８０条の２及び第８１条の改正規定、同条例第８１条の次に７条を加える改正規定、同条例第８２条、第８３条及び第８５条から第９１条までの改正規定並びに同条例附則第１５条の次に５条を加える改正規定及び同条例附則第１６条の改正規定並びに第２条の規定並びに第３条中天草市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年天草市条例第３０号）附則第５条第７項の表第１９条第３号の項の改正規定（「第９８条第１項」を「第８１条の６の申告書、第９８条第１項」に改める部分に限る。）並びに次条第３項及び附則第４条の規定 平成２９年４月１日

(3) 第１条中天草市税条例附則第６条の改正規定及び次条第２項の規定 平成３０年１月１日

(市民税に関する経過措置)

第２条 第１条の規定による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）第４３条第４項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第４３条第２項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

２ 新条例附則第６条の規定は、平成３０年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成２９年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成２８年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１３号）の公布に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 99 号

天草市崎津資料館みなと屋条例の制定について

天草市崎津資料館みなと屋条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市崎津資料館みなと屋条例

(設置)

第 1 条 天草市崎津集落の歴史及び文化的な価値を紹介し、もって学術文化の発展並びに観光振興及び地域振興に寄与するため、天草市崎津資料館みなと屋（以下「みなと屋」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 みなと屋の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天草市崎津資料館みなと屋	天草市河浦町崎津 4 6 3 番地

(職員)

第 3 条 みなと屋に、必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第 4 条 みなと屋の休館日は、12 月 30 日から翌年 1 月 1 日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(入館時間)

第 5 条 みなと屋の入館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(入館の制限)

第 6 条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、みなと屋への入館を拒否し、又は退去させることができる。

(1) その入館が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その入館が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) その入館がみなと屋の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、みなと屋の管理運営上支障があるとき。

(入館料)

第7条 みなと屋の入館料は、無料とする。

(指定管理者による管理)

第8条 みなと屋の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、みなと屋の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) みなと屋の入館に関する業務

(2) みなと屋の管理運営に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

3 第1項の規定により、みなと屋の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から第6条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第9条 入館者は、みなと屋の施設又はその附属設備、資料等に損害を与えた場合において、原状回復ができないときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(提案理由)

公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方自治法第244条の2第1項の規定によ

り、条例で定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

天草市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例

天草市立小・中学校設置条例（平成 18 年天草市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	「		天草市立深海小学校	天草市深海町 4 4 6 2 番地 3	」
			天草市立久玉小学校	天草市久玉町 1 9 6 3 番地	

「		天草市立牛深東小学校	天草市久玉町 1 9 6 3 番地	」	に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

深海小学校と久玉小学校を統合して新たに牛深東小学校を設置することに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例

天草市立幼稚園条例（平成 18 年天草市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中天草市立牛深幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

天草市立牛深幼稚園を廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 102 号

天草市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例

天草市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例（平成 18 年天草市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天草市浄化槽市町村整備推進事業により設置した浄化槽の管理に関する条例

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、浄化槽市町村整備推進事業により浄化槽を設置する」を「、浄化槽市町村整備推進事業により設置した浄化槽の管理に関し、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第 3 条の見出し中「処理」を「管理」に改め、同条中「この条例に基づき設置される浄化槽によりし尿及び雑排水の処理を行う」を「浄化槽を管理する」に、「処理」を「管理」に改める。

第 4 条の見出し中「設置及び」を削り、同条第 1 項中「設置及びその」を削る。

第 5 条から第 7 条までを次のように改める。

第 5 条から第 7 条まで 削除

第 8 条の見出し中「使用開始」を「廃止」に改め、同条第 1 号中「開始し、」を削る。

第 10 条第 2 項中「開始し、」を削る。

第 14 条中「設置、」を削る。

第 17 条の見出しを「（市が設置したとみなす浄化槽）」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

附則に次の 2 項を加える。

(この条例の失効)

- 4 この条例は、平成39年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に係る経過措置)

- 5 この条例の失効前に使用した浄化槽に係る使用料に関する規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

管理区域

名称	区域の範囲
倉岳町管理区域	倉岳町のうち、農業集落排水処理区域及び漁業集落排水処理区域以外の区域
新和町管理区域	新和町の区域
天草町管理区域	天草町のうち、特定環境公共下水道処理区域以外の区域

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この条例による改正前の天草市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例(以下「旧条例」という。)に基づき設置した浄化槽に係る排水設備の新設の申請及びこれに伴う承認等の行為については、なお従前の例による。

- 3 前項に掲げるもののほか、施行日の前日までに旧条例の規定によりなされた申請その他の行為については、なお従前の例による。

(天草市浄化槽市町村整備推進事業分担金徴収条例の廃止)

- 4 天草市浄化槽市町村整備推進事業分担金徴収条例(平成18年条例第251号)は廃止する。

(天草市浄化槽市町村整備推進事業分担金徴収条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 前項の規定により廃止される前の天草市浄化槽市町村整備推進事業分担金徴収条例の規定は、施行日の前日までに賦課された分担金に係るものについて、なおその効力を有する。

（提案理由）

市内の浄化槽整備に係る制度を統一し、使用者負担の公平性を図るため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 103 号

あらたに生じた土地の確認について

天草市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市御所浦町御所浦字竹ノ内 2081 の 16、2081 の 14、2081 の 17、2081 の 13 及び字堂ノ脇 2269 の 2 に隣接する無番地（堤）並びに 2305 の 9、2305 の 6 地先公有水面埋立地

3, 649. 80 平方メートル

（提案理由）

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 104 号

字の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により天草市の字の区域を次のとおり変更するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

あ ら た に 生 じ た 土 地	編入する字
天草市御所浦町御所浦字竹ノ内 2081 の 16、2081 の 14、2081 の 17、2081 の 13 及び字堂ノ脇 2269 の 2 に隣接する無番地（堤）並びに 2305 の 9、2305 の 6 地先 公有水面埋立地 3,649.80 平方メートル	天草市御所浦町御所浦 字堂ノ脇

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 105 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
本渡町 広 瀬	釜 道	673 の 2 及びこれに隣接する水路である公有地の全部	本渡町 広 瀬	大 丸
本渡町 広 瀬	野 稲	745 の 1 の一部、746 及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部 字大丸 1206 の 1 に隣接する水路である公有地の一部並びに字野稲 747 の 1 に隣接する道路・水路である公有地の一部並びに字新田 1203 に隣接する道路である公有地の全部	本渡町 広 瀬	大 丸
本渡町 広 瀬	新 田	1203 の一部	本渡町 広 瀬	大 丸
本渡町 広 瀬	江古平	字大丸 1218 に隣接する道路である公有地の一部	本渡町 広 瀬	大 丸
本渡町 広 瀬	大 丸	1206 の 1 の一部	本渡町 広 瀬	野 稲
本渡町 広 瀬	新 田	1183 の 3 の一部、1192 の 2 から 1192 の 5 までの一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部 1197 から 1199 までの一部	本渡町 広 瀬	野 稲

本渡町 広瀬	平	１１７７に隣接する水路である公有地の一部 並びに字新田１１８８の３に隣接する道路で ある公有地の全部	本渡町 広瀬	野 稲
本渡町 広瀬	新 田	１１８８の１から１１８８の３までの一部、１ １８９の一部、１１９１の２の一部	本渡町 広瀬	平
本渡町 広瀬	江古平	字新田１１８９に隣接する道路である公有地 の全部並びにそれに隣接する水路である公有 地の一部	本渡町 広瀬	平
本渡町 広瀬	大 丸	１２０４の一部、１２０５の１、１２０６の２ 及びこれらの区域に隣接介在する道路である 公有地の全部	本渡町 広瀬	新 田
本渡町 広瀬	野 稲	字新田１１９２の１に隣接する道路である公 有地の一部 字新田１２０３に隣接する道路である公有地 の全部	本渡町 広瀬	新 田
本渡町 広瀬	新 田	１１８９の一部、１１９０の１の一部、１１９ ２の２から１１９２の５までの一部、１１９５ の一部、１２０１の一部及びこれらの区域に介 在する道路である公有地の全部	本渡町 広瀬	江古平
本渡町 広瀬	大 丸	１２０４の一部、１２０７の１の一部、１２０ ８の一部、１２１７の一部、１２１８の一部及 びこれらの区域に隣接介在する道路である公 有地の一部 １２１９の一部及びこれに隣接する道路であ る公有地の一部	本渡町 広瀬	江古平

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第２６０条第１項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 106 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更前 の大字	変更後 の 字
五和町 御 領	中 道	866 の 4 の一部、866 の 5 の一部、874 の 1 の一部、875 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	佐伊津町	白木丸
五和町 御 領	中 道	897 から 899 までの一部、902 の一部、903 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部 904 の一部、905 の一部、907、908 の一部、909 の一部、915 から 917 までの一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	五和町 御 領	境ノ松
五和町 御 領	境ノ松	字中道 903、905 に隣接する道路である公有地の一部	五和町 御 領	中 道
佐伊津町	白木丸	5697 の 1、5699 に隣接する道路である公有地の全部	五和町 御 領	境ノ松
佐伊津町	白木丸	5698、5699、5701、5711 から 5713 までに隣接する道路である公有地の全部	五和町 御 領	中 道

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 107 号

財産の処分について

次のとおり不動産を処分するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

- | | | | | |
|---|---------|-----|---------------------|--------|
| 1 | 処分する不動産 | 所在地 | 天草市倉岳町棚底字房崎 1 番 1 1 | ほか 1 筆 |
| | | 地 目 | 雑種地 | |
| | | 地 積 | 6, 262 平方メートル | |
| 2 | 処 分 金 額 | | 27, 810, 000 円 | |
| 3 | 処分の相手方 | 住 所 | 天草市太田町 1 番地 2 | |
| | | 名 称 | あまくさ農業協同組合 | |
| | | 代表者 | 代表理事組合長 川口義英 | |

(提案理由)

予定価格が 2 千万円以上かつ 5 千平方メートル以上の土地の売払いをするには、天草市財産条例（平成 18 年天草市条例第 60 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 108 号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 認定する路線

路線 番号	路線名	起点	終点	総延長 m	道路敷 幅員m	参考資料 図面番号
3302	親崎線	新和町中田字宿守 61 番地先	新和町中田字後大坪 5 番 1 地先	1,041.0	5.1～ 57.0	①
3303	鬼塚六田線	牛深町字鬼塚 2065 番 5 地先	牛深町字六田 1099 番 37 地先	980.0	4.5～ 15.6	②
3304	奥畑 2 号線	五和町手野二丁目字 奥畑 1089 番 2 地先	五和町手野二丁目字 奥畑 977 番 1 地先	377.0	7.3～ 21.3	③

(提案理由)

市道の路線を認定するには、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 109 号

和解及び損害賠償の額の決定について

天草市五和町二江において、市の管理するカーブミラーが強風により根元から折れ、隣接地に駐車中の乗用車を破損させた事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成 28 年 4 月 7 日（木曜日）
午前 9 時頃
- 2 事故発生場所 天草市五和町二江字沖の原 4 4 5 4 番地 2
和解の相手方駐車場内
- 3 和解の相手方 天草市在住者（女性、55 歳）
- 4 損害賠償の額 242,355 円
- 5 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 110 号

和解及び損害賠償の額の決定について

本渡学校給食センター給食配送用プラットホームにおいて、配送業者の運転手がトラックへの積み込みを終えて扉を閉めようとした際、市職員がコンテナを積み忘れたと勘違いし、前方を確認しないままコンテナを押したところ、プラットホームから脱輪し、運転手の手がトラックとコンテナに挟まれ骨折した事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成 28 年 1 月 29 日（金曜日）
午前 11 時 20 分頃
- 2 事故発生場所 天草市亀場町亀川 99 番地
本渡学校給食センター給食配送用プラットホーム
- 3 和解の相手方 天草市在住者（男性、64 歳）
- 4 損害賠償の額 171,560 円
- 5 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 1 1 号

平成 2 8 年度天草市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 8 年度天草市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100, 214 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52, 630, 979 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 2 8 年 6 月 6 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 県支出金		4,023,533	17,621	4,041,154
	2 県補助金	1,646,068	17,171	1,663,239
	3 県委託金	222,004	450	222,454
18 繰入金		1,358,632	71,988	1,430,620
	2 基金繰入金	1,358,632	71,988	1,430,620
20 諸収入		547,746	10,605	558,351
	5 雑入	330,844	10,605	341,449
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		46,600,854		46,600,854
歳 入 合 計		52,530,765	100,214	52,630,979

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		7,645,380	8,647	7,654,027
	1 総務管理費	6,928,715	8,647	6,937,362
5 農林水産業費		2,957,334	31,935	2,989,269
	1 農業費	1,607,731	21,785	1,629,516
	3 水産業費	1,039,570	10,150	1,049,720
6 商工費		1,290,218	24,769	1,314,987
	1 商工費	1,290,218	24,769	1,314,987
7 土木費		2,827,885	3,000	2,830,885
	3 河川費	117,357	3,000	120,357
8 消防費		2,834,409	31,413	2,865,822
	1 消防費	2,834,409	31,413	2,865,822
9 教育費		4,044,851	450	4,045,301
	1 教育総務費	1,177,690	450	1,178,140
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		30,930,688		30,930,688
歳 出 合 計		52,530,765	100,214	52,630,979

第2表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
河浦中央児童館指定管理料	平成29年度～平成31年度	16,506
	年度別内訳	
	平成29年度	5,502
	平成30年度	5,502
	平成31年度	5,502
天草宝島国際交流会館ポルト指定管理料	平成29年度～平成31年度	49,542
	年度別内訳	
	平成29年度	16,580
	平成30年度	16,481
	平成31年度	16,481
崎津集落ガイダンスセンター指定管理料	平成29年度～平成31年度	41,250
	年度別内訳	
	平成29年度	13,750
	平成30年度	13,750
	平成31年度	13,750
天草市民センター指定管理料	平成29年度～平成31年度	125,452
	年度別内訳	
	平成29年度	41,898
	平成30年度	41,777
	平成31年度	41,777
牛深総合センター指定管理料	平成29年度～平成31年度	113,776
	年度別内訳	
	平成29年度	38,044
	平成30年度	37,866
	平成31年度	37,866

